

# みんなで考えよう 市町村合併⑤

## ～合併特例法について～

広報5月1日号では、市町村合併について「政令指定都市」に向けた研究の開始と、平成17年3月という「合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）」の期限を念頭に置いた取り組みを進める方針をお知らせしました。

今号では、円滑な合併を支援するために制定された合併特例法の内容を基に、合併に関する疑問にお答えします。

### 質問1

合併すると地域の特色が失われたり、周辺部はさびれてしまうのではないかな？



合併特例法には「市町村建設計画」と「地域審議会」という制度があり、各地域の振興が図られます。

### 市町村建設計画

合併後の市町村が将来進むべき方向や、それに基づく具体的な事業計画を定めるもので、合併をしようとする市町村選出の委員で構成される合併協議会が作成します。

この計画は、それぞれの地域の機能分担が十分に発揮され、均衡がとれた発展ができるように配慮して作成されるとともに、まちづくりが効果的に推進され住民福祉の向上に結びつくことを目的としています。

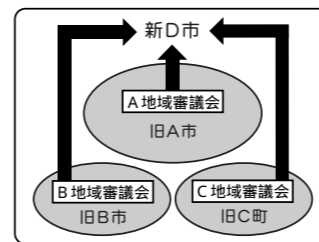
### 【計画の主な内容】

- 合併後市町村の建設の基本方針
- 合併後市町村の建設の根幹となる事業
- 公共施設の総合整備計画
- 合併後市町村の財政計画

こうした建設計画に定められた事業を行う場合には、財政的な支援を受けることができます。

### 地域審議会

合併後、地域住民の声施策に十分に反映されるように、合併前の市町村区域を単位として設置することができます。この審議会は、市長の諮問に応じた審議を行ったり、市長に意見を述べることにより、地域の意向を伝える役割を持つこととなります。



地域審議会の流れ

### 質問3

合併すると地方交付税が減額されると聞いたのですが？



合併後には行政がスリムになるため、地方交付税の減額が想定されますが、合併特例法により優遇措置が規定されています。

### 地方交付税の算定特例

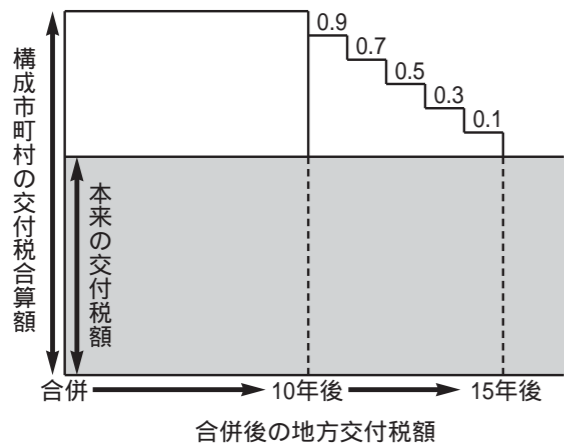
合併が行われた年とその後10年間は、合併しなかった場合の交付税額の合算額が全額保証されることになります。さらにその後5年間は、段階的な減額

修正が行われます。

また合併しなかった場合でも、人口の減少や少子高齢化によって、福祉などの財政需要の増加や税収の減少などにより、財政の悪化が懸念されます。

### 地方交付税とは？

標準的な行政運営を行うために、国から地方自治体に配分されるもので、国庫補助金と違って使い道が限定されていない財源です。行政を運営するために必要な費用から、収入を引いた差額が地方交付税として交付され、地方自治体の重要な財源となっています。



### 質問2

市民税や固定資産税などの市税が、高くなったりはしないのですか？



合併後の住民負担をどの市町村のレベルで行っていくかは、合併協議会で協議することになっていきます。

合併後すぐに、合併した市町村全域に均一の課税をすることが、かえって住民にとって不均衡な負担になると認められる場合には、合併が行われた年とその後5年間の限度として、課税免除や段階的に修正するなどの措置（地方税の不均一課税）をとることができます。

### 質問4

議会議員の数はどうなるんだろう？



議員数を段階的に定数へ近づける特例制度もあります。

### 議会議員の定数・在任特例

議会議員の数は、合併後の人口などにより定めた定数にすることが原則ですが、合併をしようとする市町村の協議によって、次の特例制度を適用することもできます。

### 【定数特例】

本来の議員定数よりも多い定数で合併時に選挙を行い、一定期間後に本来の定数に減らす。

### 【在任特例】

合併前の議員が全員合併後の議員となり、一定期間後に本来の定数に減らす。いずれの場合も、合併の方法（新設合併・編入合併）によって特例の適用期間や選挙の方法などが異なります。

### 市町村合併に関する 皆様のご意見をお寄せください

合併調査室メールアドレス  
gappei@city.niitsu.niigata.jp  
または新津市ホームページから  
http://www.city.niitsu.niigata.jp/

\*お手紙でもどうぞ

新津市役所企画調整課 合併調査室  
(☎956-8601住所記載不要)へ。

この他にも合併特例法では、  
●住民の提案（住民発議）による法定合併協議会の設置  
●県議会議員の選挙における選挙区  
●農業委員会の委員の任期  
●職員自身の取り扱い  
などについての特別な措置（特例）が規定されています。  
特例制度の採否を含めて、合併後の新しいまちのデザインや税金サービス、各種料金など行政全般の具体的な内容が、合併協議会で協議されます。  
またこの法律は平成十七年三月で役割を終える「時限立法」で、それ以降の合併では特例措置が受けられなくなります。